

協定項目番号	23 - 01	国民健康保険事業
<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 保険料(税)賦課割合と保険料率</p> <p>以下、ア～エのとおりとする。</p> <p>ア 「保険税」を「保険料」に統合</p> <p>イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない</p> <p>ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる</p> <p>エ 納期は釧路市の10期に統一</p> <p>(2) 任意給付</p> <p>出産育児一時金は現行を引き継ぐ。</p> <p>また、葬祭費は釧路市の制度に統合。</p> <p>(3) 健康診査助成事業</p> <p>釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ。</p> <p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 医療費適正化特別対策</p> <p>3 新市において廃止するもの</p> <p>(1) 健康優良家庭表彰</p> <p>新たに「健康診査助成事業」に歯科ドック助成を加え代替。</p>		